

別表十二(三)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()			
事業場の名称 1	円	翌期繰越額	期首金属鉱業等鉱害防止準備金の金額	7			
			当期鉱害防止積立金の取戻しをした場合の益金算入額	8			
			同上以外の場合による益金算入額	9			
			計 (8) + (9)	10			
			当期準備金積立額のうち損金算入額 (3) - (6)	11			
			期末金属鉱業等鉱害防止準備金の金額 (7) - (10) + (11)	12			
			貸借対照表に計上されている金属鉱業等鉱害防止準備金	13			
			差引 (13) - (12)	14			
			貸借対照表の取崩不足額 (10) - ((3) - ((13) - 前期の(13)))	15			
			当期に生じた差額の合計額 (6) + (15)	16			
			前期末における差額 (前期の(14))	17			
			特定施設の名称 2				
			当期準備金積立額 3				
			積立限度額の積立限度額 4				
			積立限度額の計算 5				
			積立限度超過額 (3) - (5)				

別表十二(三) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

「11」欄

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和2年旧措置法第55条の2第1項」※1
又は「令和2年旧措置法第55条の2第7項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00192」
- ③ 「適用額」欄：「11」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合